倉 内 行 政 書 士 事 務 所 通 信

発行日　平成２９年１月１日

発行者　行政書士　倉内　幸雄

新年を迎えました。本年もよろしくお願いいたします。
寒さ厳しい日が続きますが、体調管理にお気を付けください。
今月は、相続手続⑵についてお話したいと思います。

戸籍の収集

相続手続において、最初に行うことは、「相続人が誰であるか」ということです。

皆様からしてみれば、そんなこと当たり前、と思われるでしょう。

ですが、養子縁組前に生まれている養子の子や婚姻時の配偶者の子については、当然に相続人とはなりません。（詳しくは次回２月号にてお話したいと思います。）

日本における相続人の確認は、戸籍謄本等を取得することにより確認することができますので、原則として、被相続人の生まれた日からお亡くなりになった日までの戸籍謄本等を取得することになります。

また、金融機関に対する残高証明書の発行手続等については、相続人であることの証明として戸籍謄本等が必要となりますので、円滑な手続には最初に取得する必要があります。

戸籍の取得方法については、平成 27 年 4 月号に記載しておりますが、基本的には、被相続人のお亡くなりになった時の戸籍謄本を取得し、戸籍事項欄の記載を読み取り、順次、前の戸籍謄本（改製原戸籍謄本・除籍謄本）を取得していくことになります。

次回に知りたい、書いてほしい事柄等ございましたら、下記の当事務所の電話、ファックス、メール、ホームページ上のお問合せフォームよりご連絡下さい。

倉内行政書士事務所
〒189-0013　東京都東村山市栄町 2-15-11　礒田ビル-B
TEL・FAX　042-306-4171
E-mail:*kurauchi-gyosei@snow.ocn.ne.jp*
http:// *kurauchi-gyosei.jimd.com/*